

第1章 環境基本計画改定の基本的な考え方

第1節 計画改定の趣旨

第2節 計画の役割

第3節 計画の期間

第4節 基本理念・基本目標

第1節 計画改定の趣旨

1 これまでの取組

本県では、昭和30年代からの高度経済成長の中で、大気の汚染、水質の汚濁等の環境汚染や自然環境の破壊が瀬戸内海沿岸を中心に進行しました。このような状況下において、公害関係法、「広島県公害防止条例」(昭和46年)や「広島県自然環境保全条例」(昭和47年)等による各種規制の強化、公害防止計画の策定等の環境保全対策の推進並びに事業者や県民の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全については相当の成果をあげてまいりました。

また、自動車交通公害、生活排水による水質汚濁等の都市・生活型公害や、廃棄物の増大、地球環境問題に加え、快適で潤いのある環境創造を求める県民の声への対応など、複雑かつ多面的な課題がクローズアップされる中で、平成7年3月に環境の保全に関する基本理念を定めた「広島県環境基本条例」を制定し、平成9年3月にはその規定に基づく「広島県環境基本計画」(旧計画)を定めて、環境関係施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところです。

2 環境をめぐる動き

私たちを取り巻く自然環境は、大気・水・土壌・生態系の微妙なバランスによって成り立っています。他方、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において資源・エネルギーの採取、不用物の排出等の形で自然環境に対し負荷をかけています。元来、自然環境は、人間の活動によって生じた負荷を吸収・軽減する機能がありますが、その機能にも限界があり、それを超えたとき様々な環境問題が生じてきます。

今日の環境問題には、次の3つの大きな特徴が見られます。

第一は、環境問題の多くが私たちの日常生活や事業活動に起因しており、私たちの多くが原因者であり、被害者でもあるケースが一般化していることです。

第二は、長期的な影響をもたらすようなおそれがあり、また、発生のメカニズムや影響の科学的解明が十分でない問題が増えていることです。

第三は、人間の活動領域の拡大が、人と環境との関係に大きな変化をもたらし、自然の物質循環や生態系に深刻な影響を引き起こしていることです。

平成9年3月の旧計画策定以降も、廃棄物問題や自動車交通公害、都市内河川、湖沼、閉鎖性水域等の水質汚濁等が依然として深刻な環境問題となっています。国においても、『循環型社会』の構築を目指して平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、「廃棄物処理法」等の改正とともに「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「グリーン購入法」「建設リサイクル法」「食品リサイクル法」「自動車リサイクル法」等が相次いで制定されました。過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした「自然再生推進法」も制定されています。また、都市域における自動車交通公害対策を強化するため自動車NO_x法が改正されて「自動車NO_x・PM法」となったほか、瀬戸内海を含む3水域を対象とした「第5次水質総量規制¹」が実施されるなど、法規制の強化が進められているところです。

¹ 水質総量規制：工場などから排出される汚濁物質の総量を規制する制度。総量規制基準は、希釈等による基準達成も考えられる通常の濃度基準とは異なり、排出が許容される汚濁負荷量を「排水濃度×排水量」として規制するものである。

一方、ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン²）等の有害化学物質による環境汚染や地球温暖化問題など、より一層クローズアップされてきた問題もあります。地球温暖化問題については、平成9年12月に京都で開かれた「気候変動枠組条約³第3回締約国会議」（COP3）において京都議定書⁴が採択され、我が国では平成14年6月には議定書の批准が決まりました。同時に「地球温暖化対策推進法」が改正され、国民の取組を強化するための措置が拡充されるなど、一人ひとりのライフスタイルの見直しがより一層求められています。

3 旧計画の意義と課題、改定趣旨

旧計画は、環境保全施策のマスタープランとして、本県が取り組む環境行政の方向性を示す意義を有しており、提示した「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」という基本理念及び「循環」「地球」「共生」「参加」「連携」という5つの基本目標は、着実に諸施策に浸透・定着しつつあります。

しかし、策定後5年が経過し、上記のような計画策定後にも拡大・深刻化している環境問題や国等の施策に対応する必要があること、さらに、個別具体的な施策を総合的かつ体系的に推進するとともに継続的な改善を図っていくうえで、旧計画は十分に機能していないこと等が課題として浮き上がってきました。

そのため、旧計画の実施状況を踏まえながら、市町村、県民、事業者等に対して、本県の環境行政の展開方向を示すことで取組を促し、すべての主体が協働して「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を着実に実現していくための基盤となるよう、計画の効率性・実効性の確保にも配慮した計画に改定します。

² 環境ホルモン：生物の正常なホルモン作用を妨げたり、ホルモンに似た働きをすることにより、生殖や健康に悪影響を及ぼす化学物質のこと。

³ 気候変動枠組条約：地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約。1992年6月に開催された地球サミットにおいて155カ国が署名し、発効は1994年3月。この条約では、二酸化炭素の排出量を2000年までに1990年のレベルで安定化させる努力目標の設定が行われた。

⁴ 京都議定書：2008～2012年の目標期間に先進各国が達成すべき温室効果ガスの削減目標を定めるもので、1997年に京都で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された。

4 環境基本計画のあり方

計画の改定にあたっては、次の5つの方針を掲げ、旧計画の改定を行います。

旧計画の基本理念・基本目標を継承すること

旧計画で掲げられた基本理念、基本目標については、「広島県環境基本条例」の趣旨・目的の下に設定されていること、旧計画の期間が21世紀初頭（概ね平成22年度）までであることから、旧計画の基本理念・基本目標を踏まえることとします。

政策手法についてベストミックス（最適な組合せ）を図ること

直接規制的手法、枠組規制的手法⁵、自主的取組手法、経済的手法、手続的手法⁶、情報的手法等を組み合わせ、より効果的な施策を構築します。

南は多島美に代表される温暖な瀬戸内海に面し、北にはなだらかな中国山地を抱き、自然と四季の変化に富んだ多彩な気候に恵まれ、地域の特色を活かした多様な文化や産業が営まれる本県の地域特性等を踏まえた、より広島らしい、広島ならではの計画とすること

各種権限移譲などの分権改革、構造改革特区⁷を柱とした規制改革、国際的なIT化の進展等の社会経済情勢を踏まえること

計画を着実に推進し、実効性を担保する仕組みを構築すること

限りある人的・財政的資源をより効率的に活用し、計画全体の推進を牽引することをねらいとし、短期間に重点的に取り組むべき施策・事業をパッケージ化した「重点プロジェクト」を設定するとともに、計画推進上、重要な位置付けにあり、着実に実施すべき事業等については、「計画管理事業」として指定します。

計画に掲げられた基本理念・基本目標等の達成状況を点検・評価し、取組の持続的改善を図る仕組み（PDCAサイクル⁸）を構築するため、「環境の状態等を測る指標」を設定するとともに、点検・評価の方法・体制等を明確にします。

⁵ **枠組規制的手法**：直接的に具体的行為の禁止、制限や義務付けを行わず、目標を提示してその達成を義務付け、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務付けることによって規制の目的を達成しようとする手法。人の生命や健康などに被害が及ぶおそれがある環境問題への対処が必要な場合において、いまだ原因となる行為や物質などが特定できないために汚染物質と被害の因果関係の面などから直ちに直接規制的手法を用いることができない場合であっても、規制を受ける者の創意工夫を活かしながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行えるという特徴を有している。

⁶ **手続的手法**：各主体の意思決定過程の要所所に環境配慮のための判断が行われる機会と環境配慮に際しての判断基準を組みこんでいく手法であり、各主体の自らの行動への環境配慮の織り込みに大きな効果を発揮する。

⁷ **構造改革特区**：政府の「骨太の方針第2弾」に盛り込まれた経済活性化策の目玉。地方自治体が一定地域を対象とする経済活性化事業を独自に提案し、政府が実現可能と判断すれば、必要な規制の緩和・撤廃を特例として認められる。

⁸ **PDCAサイクル（Plan Do Check Action Cycle）**：目標の達成に向け、計画を策定し、施策・事業を実施し、点検・評価を行い、その結果を次の取組に反映させていくことで、取組の持続的な改善を図る仕組み。

第2節 計画の役割

本計画は、「広島県環境基本条例」第9条の規定に基づき策定するもので、「広島県長期総合計画」、「県政中期ビジョン ひろしま夢未来宣言」を環境の面から推進するものとし、次のような役割を果たすものとします。

環境の保全に関する長期的な目標と施策の全体像を明らかにすることにより、環境の保全に対する共通認識を形成する役割

環境の保全に関する既存計画や指針に対する上位計画として基本的方向を与え、環境の保全に関する諸施策を総合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にする役割

県民、事業者等のあらゆる主体の協力による取組を進めるための指針としての役割

環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境保全との調和・調整を図る上での指針としての役割

第3節 計画の期間

平成9年度を初年度とした旧計画を受け継ぎ、本計画の期間は、平成15年度から平成22(2010)年度までとします。

計画の内容については、今後の社会経済情勢の変化や科学技術の進歩、科学的知見の向上等を踏まえ、必要に応じて適宜見直していくものとします。

第4節 基本理念・基本目標

1 基本理念

「広島県環境基本条例」の趣旨・目的の下に、本計画を貫くコンセプトとして設定された旧計画の次の基本理念を継承します。

環境にやさしい広島づくりと次代への継承

人間と環境のかかわり、つまり、環境からの恵み、環境とのふれあい及び環境への思いやりについての理解を深め、県民・事業者・行政が相互に協力し合うことで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境にやさしい社会を築き上げ、物質的な豊かさから心の豊かさ（自然と人間との豊かな交流）を重視する価値観へと移行し、真の豊かさを生み出す社会を形成します。

そして、本県の健全で恵み豊かな環境を保全し、さらによりよい環境を築き、これを将来の世代に継承していきます。

また、人類共通の課題となっている地球環境問題に対しても、本県でのライフスタイルや経済社会システムの転換を目指した足元での取組を推進し積極的に貢献していきます。

本計画に示される諸施策は、すべてこの基本理念を具現化することをねらいとするものです。

2 基本目標及び施策方針

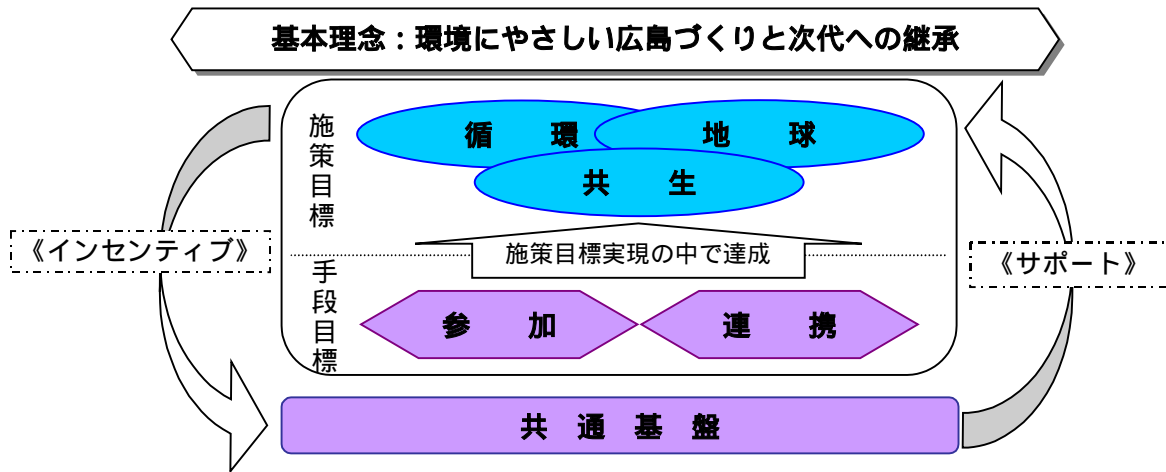
本計画の基本理念の具体化に向けて、旧計画に示された5つの基本目標である『循環』『地球』『共生』『参加』『連携』を継承し、この基本目標を念頭に置いて各種施策を展開します。

また、これら5つの基本目標の実現を図る上で『共通基盤』となる施策についても明らかにし、積極的に展開します。

なお、旧計画の5つの基本目標『循環』『地球』『共生』『参加』『連携』は、施策目標（「循環」「共生」「地球」）と手段目標（「参加」「連携」）とに整理することができます。

このうち、手段目標について施策体系を整理した場合、施策や事業の関係が複雑となり、基本理念・基本目標等の達成状況の点検・評価を行う上で支障を生じる恐れがあることから、基本目標の下での施策等の体系化は、施策目標（「循環」「共生」「地球」）と『共通基盤』について行うこととし、それぞれに施策方針を設定します。

なお、手段目標である「参加」「連携」については、施策目標の実現を図るための施策や事業等の中で達成を図ります。



循環：環境への負荷が少ない循環型社会広島

環境の復元能力や有限性を認識して、生態系の微妙な均衡を保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、県民の日常生活や事業活動から生じる環境への負荷の低減を図るとともに、資源の効率的利用、水資源、廃棄物などの循環利用を推進し、将来にわたって持続可能な社会システムを構築します。

- 施策方針：1 循環型社会の構築
2 地域環境保全対策の推進

地球：地球環境の保全に貢献する広島

今日の環境問題の中でも、世界的な規模で進行し、人類共通の課題となっている地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題に的確に対応し、その保全に積極的に貢献するため、足元からの取組を積極的に推進します。

- 施策方針：1 地球温暖化防止対策の展開
2 地球環境保全への貢献

共生：自然と人がふれあう潤いのある広島

人も生態系を構成している一員であることを認識し、貴重な自然の保護や身近な自然の形成による自然との豊かなふれあいを保ちながら、自然への適切な働きかけや賢明な利用を通して、健全な生態系を維持・回復し、自然と県民の間に豊かな交流を保つなど、自然と県民が共生できる豊かで潤いのある環境を確保します。

- 施策方針：1 優れた自然環境と生物多様性の保全
2 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

